

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		建築物エネルギー消費性能向上計画の認定
根拠条例・規則名		建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律
条 項		法律第 30 条第 1 項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築総務課 (電話：048-829-1539)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>法律第 30 条第 1 項</p> <p>1. 申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。</p> <p>2. 建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであること。</p> <p>3. 資金計画がエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。</p>
	設定等年月日	平成 28 年 4 月 1 日設定
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (申請物件ごとに規模や審査内容等が違うため標準処理期間を設定することは困難)
	設定等年月日	
備 考		